

## 雑紙をシュレッダーで処理します！

町では、7月2日（月）から、町職員が町民の皆さんに代わって不要になった書類をシュレッダーで処理するサービスを始めます。個人情報を守る必要からごみ集積所に出せないなど、雑紙の処分にお困りの方は、ぜひご利用ください。

### 対象者

- (1) 町内にお住まいの方
- (2) 町内のNPO法人やボランティア団体など

### 対象ごみ 雑紙

### 手続き

- (1) 「川島町書類裁断代行事業利用申請書」を町民生活課生活環境グループへ提出してください。※申請書には、紙の種類、大きさ、枚数、重量も記載します。
- (2) 申請書と合わせて、処分する書類を持ってきてください。
- (3) 処分する書類が裁断できるかどうか確認し、確認後裁断します。

※色上質紙、窓付き封筒（窓の部分がグラシン紙は可）、感熱紙レシート類、圧着はがきは裁断できません。

※新聞紙、雑誌、紙パック、ダンボールは裁断せずに資源となる紙・布類の日にごみ集積所に出してください。

### 裁断証明書

裁断が終わりましたら、「川島町書類裁断代行事業裁断証明書」を発行します。その場で裁断できないときは、後日、裁断証明書を郵送します。

### 費用 無料

※このサービスは平日のみ利用できます。

問合せ 町民生活課 ごみ減量化対策推進室

☎ 299-1734



## かわじマンのごみ減量化大作戦 vol. 9

ポスター・標語編



かわじまいなほ  
川島 穂穂

そろそろ夏休みよね。子供たちにも、可燃ごみを減らすきっかけになるようなことを考えられないかな。

そうだね、いなほくん。そこで夏休みの自由課題として、町内の小中学生を対象に、ポスターや標語を募集するよ。



ごみすっきり応援団  
かわじマンレッド

テーマ 可燃ごみの減量化

対象 町内在住の小中学生（4～6年生）と中学生

応募のきまり

・ポスター

B判四つ切(54.0cm×38.0cm)又はB3判(51.5cm×36.4cm)、クレヨン、水彩絵の具などとし、写真その他の材料を貼り付けないこと。

・標語

応募は、それぞれ1人1点。

応募方法 応募票（町ごみ減量化ポスター・標語応募票）に必要事項を記入してください。応募票は、

町ホームページからダウンロードしてください。

応募上の注意 未発表のものとし、特定の商品名、商標などをイメージさせるような表現はしないこと。

応募締切 9月10日（月）までに町民生活課ごみ減量化対策推進室へ提出（必着）してください。（郵送、直接は問いません）。

審査結果 10月頃に直接、表彰決定者へ通知します。

表彰 10月下旬に開催するごみ減量化イベントで表彰します。優秀賞の作品は、町を走るごみ収集車にラッピングします。

問合せ 町民生活課 ごみ減量化対策推進室

☎ 299-1734